

ローコード開発ツールを活用した
結核業務管理システム構築業務委託

仕様書（案）

令和8年4月

世田谷区 世田谷保健所 感染症対策課

1 件名

ローコード開発ツールを活用した結核業務管理システム構築及び運用保守業務委託

2 履行場所

- (1) 世田谷区世田谷保健所感染症対策課
東京都世田谷区世田谷 4-24-1
- (2) 受託者の事業所
- (3) その他区が指定する場所

3 契約期間

契約期間は、契約日から令和9年3月31日まで（うち運用期間は、本稼働日から令和9年3月31日まで）

4 委託範囲

ローコード基盤による結核患者管理等を行う結核業務管理システムの構築、サービス提供及び運用保守。

(1) 構築作業

結核患者管理等を行うシステムの構築作業及びソフトウェアの導入、初期動作確認サービス提供等の役務を行う。

(2) 使用ソフトウェア

- ① 基盤はサイボウズ株式会社の kintone（以下、kintone という。）とし、必要に応じてプラグインを用いる。
- ② 以下のライセンスは世田谷区（以下、区とする）が調達するため、以下のライセンスを除き、履行期間中に必要となる全てのソフトウェアのライセンスは、受託者が調達すること。

ア kintone

イ ATTAZoo+

ウ FormBridge

エ kViewer

オ PrintCreator

カ kBackup

キ gusuku Customine

(3) 機能要件

- ① 機能要件については、別紙1「機能要件一覧」を参照すること。

別紙1「機能要件一覧」の重要度1は必ず実装し、重要度2の対応可否は区と協議すること。

なお、別紙1「機能要件一覧」に掲げた項目は現段階での想定であり、本調査書に記載の無い内容であっても、本システムの構築に必要な要件については、区と協議のうえ、追加・変更する可能性がある。

② 出力する帳票については、別紙2「結核帳票一覧」を参照すること。

別紙2「結核帳票一覧」の重要度1の帳票は必ず出力できるよう対応し、その他は重要度2、重要度3の順に対応し、対応可否は区と協議すること。

③ 本業務により構築する結核業務管理システムは、将来、全感染症システムもkintoneを基盤として導入する前提とし、データ項目、コード体系及びマスタ設計の共通化を基本方針とすること。あわせて、機能追加又は設定変更により、改修工数を抑えつつ柔軟に機能拡張が可能となる構成とすること。

(4) 環境要件

① 本サービスの提供はインターネット接続とする。

② 本サービスはブラウザ (Microsoft Edge) から利用できること。

③ システムユーザー数は、区の調達数に応じて設定し、運用開始後の増減に対応できること。

(5) クライアント機器

クライアント機器は区で配置済みの機器を利用する。受託者側で新たに調達する必要はないが、本サービス利用のために必要な設定があれば、区と協議し実施すること。

(6) サーバ・クラウド要件

① kintoneのクラウドサービスが満たす要件を参照する。

② kintoneが提供するセキュリティ対策の範囲を評価し、不足部分については必要に応じて補完すること。

(7) 開発場所

原則、「2 履行場所」の内、受託者事業所とし、別紙3「情報セキュリティ対策基準 (抜粋版)」及び別紙5「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守した環境とする。区の庁舎内作業が必要な場合は期間と人数を提示すること。

(8) プロジェクト管理

① 受託者が作成した、任意の様式のプロジェクト計画書 (スケジュール、体制、コミュニケーション、課題管理等) の合意をもって、プロジェクト開始のキックオフを行う。

② 受託者は事前にプロジェクト管理者の業務経歴書を提出し、区の承認を得ること。原則、変更不可とする。

③ 構築、保守又は改修を実施する場合は、事前に当該作業のスケジュールを提示すること。スケジュールに遅延が生じるおそれがある場合又は遅延が発生した場合は、速やかに理由及び対応策を示し、区の承認を得たうえで実施すること。

④ 受託者の担当が不在の場合においても、代替担当者によって、遅滞なく対応すること。

⑤ 納期までに構築が完成しない場合は、受託者は直ちに遅延理由及び対応策を区へ報告し、区の承認を得ること。区は、状況に応じて 契約不適合・不履行としての扱い

又は 保守・改修とは別枠の追加スケジュールによる継続実施のいずれかを決定するものとする。

(9) 構築用機材

開発に必要な機材等は受託者が準備し、その費用は本契約に含むこと。

(10) 打ち合わせ

① 区が打ち合わせを求めた場合は、受託者は打ち合わせを開催すること。

② 受託者は、打ち合わせ開催時は速やかに議事録を作成し、区の承認を得ること。

(11) 品質管理

受託者が機能要件一覧、システム設定書、別紙3「情報セキュリティ対策基準（抜粋版）」及び別紙5「電算処理の業務委託契約の特記事項」のレビューを実施し、品質保証書を区に提出すること。

(12) 総合テスト

総合テストは、受託者が主導して実施するものとする。受託者は、総合テスト計画書及び結果報告書を作成し、区の承認を得るものとする。

(13) 運用テスト

① 運用テストは、区が主導して実施するものとし、受託者は、操作説明、課題対応等の技術的支援を行うものとする。運用テストの完了可否は区が判断する。

② 運用テスト完了時に、運用テスト工程を含む全工程で発生した課題が解消していること。解消できない課題（稼働当初に影響がないものに限る）がある場合は、暫定対応策および対応期限について区と合意すること。

(14) 情報セキュリティ要件

① 受託者は情報セキュリティ責任者を任命し、区の情報セキュリティ規程を遵守すること。

② 区が指定する IP 等によるアクセス制御、ID・パスワードによる認証、権限管理、監査ログ取得を実装すること。

(15) 操作研修

受託者は、運用開始前に区職員の職員向けの操作研修（一般操作・管理/保守）を実施する。テキスト・資料は受託者が準備する。研修規模・回数は協議のうえ決定する。

(16) 運用監視

受託者は、本番稼働後の運用状況を確認し、運用監視期間終了時に報告すること。

(17) 非機能要件

受託者は、クラウドサービスを管理者として利用する際の適切なアクセス制御を実施すること。

5 構築後の対応

(1) 対応範囲

受託者は、操作及び設定等の問い合わせ対応、障害切り分け対応、改修対応を行うこと。

(2) 対応時間

受託者は、土日祝及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く、平日9:00～17:30は区からの連絡等について対応すること。

(3) 受付・対応方法

受託者は、電子メール又電話等により受付・対応を行い、必要に応じて訪問対応を実施すること。

(4) 法改正対応

軽微な改修は保守範囲で対応し、大規模改修は区と協議すること。

(5) ドキュメント

受託者は、変更・改修に応じてマニュアル等を改訂すること。

(6) バックアップ・ログ

- ① 受託者は、日次バックアップを実施すること。
- ② 受託者は、アクセスログを取得し、区の求めに応じて開示できるようにすること。

(7) 計画停止

受託者は、保守のためにサービスを一時停止する場合は、1週間以上前に区に連絡すること。

(8) 障害対応

本システムにおける障害対応は、障害レベル（重要度）を区分したうえで実施するものとし、その区分および対応内容は次のとおりとする。

① 障害レベル（重要度）の定義

ア 重大障害（レベル1）

システムが利用できず、結核業務全体に重大な支障が生じる状態、または法定業務の履行に支障を来す状態をいう。

イ 中度障害（レベル2）

システムの一部機能が利用できない状態であって、代替手段（手作業等）により業務継続は可能であるが、業務効率に支障が生じる状態をいう。

ウ 軽微障害（レベル3）

軽微な不具合、表示上の不備その他これらに類するものであり、業務への影響が限定的な状態をいう。

② 初動対応

障害発生連絡を区が受け付けた時点から、受託者による一次対応（受付確認、影響範囲の把握および対応方針の連絡）までに要する時間はレベルに関わらず1営業日以内とし、次に掲げる時間以内を目標とする。

- ア 重大障害（レベル1） 2時間以内
- イ 中度障害（レベル2） 4時間以内
- ウ 軽微障害（レベル3） 1営業日以内

③ 復旧対応および恒久対応

初動対応完了後の復旧対応時間および恒久対応の内容及び期間については、障害の内容および影響範囲を踏まえ、区と受託者が協議の上、別途定めるものとする。

なお、恒久対応とは、障害の根本原因を解消し、同様の障害が再発しない状態とするための対応をいう。

6 業務体制

受託者は本業務を提供するにあたり、以下の条件を満たす者を体制に含めること。

- (1) プロジェクト管理者は、PMI（米国プロジェクトマネジメント協会）が認定するPMP（Project Management Professional）の資格、またはこれと同等の能力があると認められる者を配置すること。
- (2) プロジェクト管理者かメンバーにおいて、令和2年度以降に、東京都内の自治体において本委託業務で使用するクラウドサービスを利用した感染症業務に関するシステム設計・開発に関する実績を有する者を配置すること。
- (3) プロジェクト管理者かメンバーにおいて、本委託業務で使用するクラウドサービスに関する認定資格の有資格者を配置すること。

(4) 問い合わせ窓口

本委託業務で使用するクラウドサービスの操作に関する問合せ対応窓口は、資格「HDIサポートセンター国際認定」を有していること。

問い合わせ窓口対応時間は年末年始を除く平日9:00～17:30とする。

7 受託者に求める資格及び実績

区が受託者に求める資格及び実績については、次のとおりとする。

- (1) 令和2年度以降に、東京都内の自治体において本委託業務で使用するクラウドサービスを利用した感染症業務に関するシステムの構築実績を有すること。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む。）していること。
- (3) 本委託業務で使用するクラウドサービスに関する認定資格の有資格者を有していること。

8 業務の実施にあたっての遵守事項

- (1) 秘密保持、資料の取扱い

履行にあたっては、別紙3「情報セキュリティ対策基準（抜粋版）」、別紙4「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」、別紙5「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。

(2)法令等の遵守

本業務の遂行にあたっては、以下の法令等を遵守し履行すること。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 著作権法（昭和45年法律第48号）
- ③ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ④ 世田谷区個人情報保護条例
- ⑤ その他関係法令及び諸規則

9 成果物

(1) 納品物

- ① プロジェクト計画書
- ② 打ち合わせ議事録
- ③ 品質保証書
- ④ 総合テスト計画書
- ⑤ 総合テスト報告書
- ⑥ 利用者マニュアル
- ⑦ システム設定書運用保守計画書

(2) 媒体の納品方法

区と協議の上、決定すること。

(3) 納品場所

〒154-0017

東京都世田谷区世田谷4丁目24番1号 城山分庁舎 世田谷保健所感染症対策課

10 スケジュール

本業務の概要スケジュールは以下のとおりとする。詳細な開発スケジュールは区と協議のうえ決定すること。

- (1) 要件定義・設計 6月～7月
- (2) 開発・テスト ～12月
- (3) 稼働及び研修 1月

11 電算処理の外部委託基準

別紙5「電算処理の業務委託契約の特記事項」及び以下を遵守すること。

(1) ログ・監視・可用性

- ① アクセスログ等の証跡を保存し、要求時に提供すること。
- ② 可用性確保のため冗長化、障害時の切替等の対策を講じること。

(2) 再委託要件

再委託する場合は、範囲、再委託先、理由、安全対策、監督方法等を事前に提示し、承認を得ること。主要部分の一括再委託は不可。

1.2 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

① 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て区に帰属するものとする。

② 区は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

③ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合受託者は、当該既存著作物の内容について事前に区の承認を得ることとし、区は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら区の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、区は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

④ 著作権法第21条から第28条に定める全ての権利及び成果物の所有権は、区から受託者に対価が完済されたとき受託者から区に移転するものとする。

⑤ 受託者は区に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

⑥ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(2) 契約不適合責任

① 本業務における成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件（以下「契約書等」という。）の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）である場合、その不適合が区の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者は自己の費用で、区の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）をすること。なお、受託者は如何なる場合であっても、区の実施と異なる方法で履行の追完をする場合は、区の事前の承諾を受けること。

② 受託者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、区と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果について区の承諾を受けること。

③ 受託者が区から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、区は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、受託者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ 催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

④ 受託者は、成果物について検査合格をした日を起算日として1年間、成果物の不適合（ただし、数量の不適合を除く）を理由とした責任を負うものとする。

1.3 支払方法

本契約の検査合格後、請求に基づき一括支払とする。

1.4 特記事項

仕様の確定

本仕様は基本事項を定義したものであり、詳細は協議のうえ決定する。

1.5 担当部課

世田谷保健所 感染症対策課 電話 03-5432-2441